

平成31年度前期分授業料免除の申請について（連大用）

平成31年度前期分授業料免除の申請を以下のとおり受け付けますので、申請希望者は内容をよく確認して手続きしてください。

（指定期間内に、各手続きを行わない者の申請は受け付けませんので注意してください。）

1. 対象者（詳細な選考基準はホームページ参照）

授業料免除のホームページ：

鳥取大学のホームページ (<https://www.tottori-u.ac.jp/>) →在学生の方へ→
授業料免除・入学料免除等

- (1) 経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 平成30年10月以降において、本人の学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

※特別な理由（病気や留学など）なく修業年限を超えている場合や前年度と同一学年にとどまっている場合は出願できません。特別な理由がある場合については、通常の申請書のほかに「副申書」が必要ですので、大学窓口で申し出て「副申書」等を入手し、条件を確認してください。

2. 手続方法

申請書類の準備	申請書類の提出日に間に合うよう、各自調整してください。	ホームページから、申請用紙（PDF形式）の必要な様式を印刷し、ホームページをよく読んで、申請に必要な書類を準備してください。（申請用紙は、大学窓口でも配布します。）
申請書類提出期限	2月28日（木） （郵送の場合は期限必着）	○大学窓口へ提出の場合（平日9時～17時受付） ・鳥取大学所属学生：鳥取大学学生部学生生活課奨学係窓口 ・島根大学所属学生：島根大学学生支援課奨学支援グループ窓口 ・山口大学所属学生：山口大学農学部学務係窓口 ○郵送の場合・・・鳥取大学学生部学生生活課奨学係宛 ※郵送の際は、簡易書留など記録の残る方法で送付してください。 普通郵便で送られた場合、未着等にかかる責任は負いかねます。 ※書類不備等の場合、鳥取大学から連絡をしますので、平日の日中に連絡のとれる連絡先を申請書に必ず記入してください。
結果の確認	7月上旬予定	指導教員経由で通知文が届きますので、結果を確認してください。
授業料支払	7月下旬予定	免除結果が不許可または半額免除の場合は、7月下旬に授業料支払いとなります。

<授業料免除に関する問い合わせ先>

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地
鳥取大学 学生部 学生生活課 奨学係
TEL：0857（31）6776・5059 FAX：0857（31）6799
（昨年8月より課名を改称しております。）